

第 27 号 市道白雲宮内線交通安全誘導業務委託 仕様書

1. 業務目的

本業務は、八幡堀周辺において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全な歩行空間の創出を目的に交通誘導警備業務を行うものである。

2. 委託期間

契約締結日～令和 8 年 12 月 14 日

※警備期間については、令和 8 年 10 月 31 日（土）から 12 月 6 日（日）の土日及び祝日（詳細は、下記 5 参照）

3. 委託場所

近江八幡市宮内町（業務区間は下記 4 のとおり）

4. 業務区間

区間 1：白雲橋（鳥居）前 ～ 八幡山ロープウェー乗り場付近

※この区間は、大型乗用車の乗入禁止（路線バス除く）規制区間（法規制及び自主規制）です。

区間 2：近江八幡図書館駐車場出入口

5. 警備期間

区間 1

（1）日程 令和 8 年 10 月 31 日（土）、11 月 1 日（日）、3 日（火・祝）、7 日（土）、8 日（日）、14 日（土）、15 日（日）、21 日（土）、22 日（日）、23 日（月・祝）、28 日（土）、29（日）12 月 5 日（土）、6 日（日）の 14 日間

（2）時間 午前 10 時～午後 5 時

区間 2

（1）日程 令和 8 年 10 月 31 日（土）、11 月 1 日（日）、7 日（土）、8 日（日）、14 日（土）、15 日（日）、21 日（土）、22 日（日）、28 日（土）、29（日）12 月 5 日（土）、6 日（日）の 12 日間（図書館開館日）

（2）時間 午前 9 時～午後 4 時

※図書館休館日（11 月 3 日（火・祝）、23 日（月・祝））は警備不要です。

6. 業務内容

(1) 交通誘導警備について

業務区間における歩行者および車両等の交通安全誘導を行う者（以下、「交通誘導員」という。）を配置し、観光客や近隣住民等の歩行者等と車両の誘導を行いその安全を確保すること。

なお、業務区間の交通規制に基づき、大型乗用車の乗り入れ防止等を行うこと。

また、観光客等に対し発注者が提供するチラシ等を配布すること。

(2) 交通誘導員の人数および配置等について

人数、配置：

【通常時】

- ・ 5名体制の誘導とし、休憩時等の交代要員1名を設けること。
- ・ 「別紙」記載の①、②、③、④、⑤付近に各1名を常時配置すること。

【図書館休館日】（11月3日（月・祝）、24日（月・祝））

- ・ 3名体制の誘導とし、休憩時等の交代要員1名を設けること。
- ・ 「別紙」記載の①、②、③付近に各1名を常時配置すること。（区間1のみ）

使用機器等：交通誘導員が使用する誘導等、警笛、ヘルメット、制帽、手旗、無線機などは必要に応じ、受注者が用意すること。

(3) 事前協議及び業務計画の作成について

受注後すみやかに、発注者および地元関係者等との本業務に係る協議を現地にて行った上で業務計画を作成し提出すること。

(4) 提出書類について

業務開始前日までに、発注者へ業務計画書および緊急連絡先（各1部）を作成し提出すること。また、業務終了時に業務報告書（日報）（各日1部）を提出すること。

7. 留意事項

- (1) 受注者は、警備業法および警備業法施行規則等の関係法令を遵守し、警備業務に関する必要な教育および講習を修了した者（交通誘導警備業務2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する者）に従事者に充てること。
- (2) 受注者は、業務につきトラブルが発生した場合、またはその恐れがあるときは直ちに発注者へ通報すること。
- (3) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合は、直ちに発注者および所轄警察署その他関係機関に報告するとともに、応急措置を講ずること。
- (4) 交通誘導員は、観光地のイメージアップにつながるよう、観光客等に親切・丁寧な接遇を心がけること。また、必要に応じて周辺駐車場の案内を行うこと。
- (5) 交通誘導員の服装は、受注者が公安委員会に届けている制服とする。

8. その他

- (1) 本業務は、近江八幡市契約規則によるほか、本仕様書に基づき施行すること。
- (2) 本仕様は、本業務委託の概要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、本仕様書に記載のない事項であっても受注者の責任において実施するものとする。
- (3) 受注者は、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と協議を行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、業務実施上知りえた情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (5) 緊急事態宣言の発令状況に応じて、業務区間内の観光客等受入を制限する場合、人数の変更をすることがある。

9. 問合せ先

近江八幡市 総合政策部 観光政策課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

TEL 0748-33-3111（代表）／ 0748-36-5573（直通）

E-mail 010429@city.omihachiman.lg.jp